

# 葛飾区心身障害者移動支援事業実施要綱

平成 18 年 12 月 21 日

18 葛福障第 436 号

区 長 決 裁

## (目的)

第1条 この要綱は、心身の障害のため外出することが困難な障害者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)第 77 条第1項第8号の規定に基づく地域生活支援事業として行う移動支援事業(以下「移動支援事業」という。)を実施することにより、その自立と社会活動への参加を促進し、もって福祉の向上を図ることを目的とする。

## (事業内容)

第2条 移動支援事業は、障害者が次に掲げる理由により外出する場合に、当該障害者の移動に付き添い道案内を行うこと(以下「付き添い」という。)又は移動に伴い介助を行いながら道案内を行うこと(以下「移動介助」という。)とする。

(1)社会参加を促進する余暇活動、学習活動等に参加すること。

(2)健康の維持増進等に資する行為を行うこと。

(3)財産の保全、就職活動等を行うこと。

(4)官公庁等の公的機関の手続を行うこと。

(5)冠婚葬祭等の社会生活に関する行事に参加すること。

(6)その他区長が適当と認める事由

2 前項の規定にかかわらず、通勤のための外出、営業活動等の営利目的による外出又は宗教若しくは政治目的による外出については、移動支援事業の対象としない。

## (対象者の要件)

第3条 移動支援事業を利用できる者は、区内に居住する者又は障害者総合支援法第 19 条第 3 項の規定により区が支給決定を行った者で、次の各号に掲げる者とし、当該者が利用できる移動支援事業の内容は当該各号に定めるとおりとする。ただし、別表1に記載する特定施設等入所者は対象としない。

(1)身体障害者福祉法(昭和 24 年第 283 号)第 15 条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で当該手帳に記載されている身体障害の程度1級若しくは2級の両下肢機能障害、体幹機能障害若しくは移動機能障害の障害を有するものであって身体障害の程度1級若しくは2級の上肢機能障害(両上肢に限る。)の障害を有するもの(以下「全身性障害者」という。)又は身体障害の程度1級若しくは2級の両下肢機能、体幹機能障害若しくは移動機能障害の障害を有する者(以下「全身性障害者に準ずるもの」という。) 移動介助

(2)身体障害者福祉法(昭和 24 年第 283 号)第 15 条4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で当該手帳に記載されている身体障害の程度3級以上の視覚障害を有する者であって別表2に掲げる支援が必要なもの 移動介助又は付き添い

(3)東京都知事が定めるところにより愛の手帳の交付を受けた者又はこれに準ずると区長が認める者(以下「知的障害者」という。) 移動介助(区長が安全確保のため必要と認める場合に限る。)又は付き添い

(4)その他区長が特に必要と認める者 移動介助又は付き添い

2 前項の規定にかかわらず、障害者総合支援法第5条第3項に規定する重度訪問介護又は同条第5項に規定する行動援護を利用できる者は、移動支援事業の利用対象者としな

(1箇月当たりの利用可能上限時間数)

第4条 前条第1項第1号及び第3号により利用が認められる者の移動支援事業の1箇月当たりの利用可能な上限時間数(以下「上限時間数」という。)は、別表3のとおりとする。ただし、特に区長が必要と認める場合は、上限時間数に区長が必要と認める時間数を加算することができる。

2 前条第1項第2号及び第4号により利用が認められる者の上限時間数は、区長が必要と認める時間数とする。

(1日当たりの利用可能上限時間数)

第5条 第3条各号により利用が認められる者の移動支援事業の1日当たりの利用可能な上限時間数は15時間とする。(新設)

(利用の申請)

第6条 移動支援事業を利用しようとする者は、移動支援事業利用申請書を、区長に提出するものとする。

(利用の承認及び承認期間等)

第7条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認することが適当と認めるときは、移動支援事業利用承認書兼利用者証(以下「利用者証」という。)を当該申請をした者に交付し、承認しないことが適当と認めるときは、移動支援事業利用申請却下通知書により当該申請をした者に通知する。

2 前項の規定による承認の期間(以下「承認期間」という。)は、承認を行った日から、最初に到達する利用者の誕生日の属する月の末日までとする。ただし、この期間が6箇月に満たないときは、最初に到達する利用者の誕生日の翌年の誕生日の属する月の末日までとする。

3 第1項の規定により利用者証の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、承認期間の終了後も引き続き移動支援事業を利用しようとするときは、承認期間が終了する月に前条の規定による申請を行わなければならない。

(利用者証)

第8条 利用者証には、利用者の居住地、氏名、生年月日、1箇月当たりの利用可能上限時間数、身体介護の有無、利用者番号等を記載するものとする。

(上限時間数の加算の申請)

第9条 利用者が第4条ただし書の規定により時間数の加算を必要とする場合は、加算を必要とする理由を示して、移動支援事業上限時間数加算申請書により区長に申請するものとする。

(上限時間数の加算の承認)

第10条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、加算を必要とする理由を審査し、加算

することを適当と認めるときは、加算する時間を決定し、移動支援事業上限時間数加算承認通知書により当該申請をした者に通知する。

- 2 区長は、加算しないことが適当と認めるときは、移動支援事業上限時間数加算申請却下通知書により当該申請をした者に通知する。

(利用承認の取消し)

第 11 条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用承認を取り消すことができる。

- (1)利用の辞退があったとき。
- (2)第3条に定める要件を欠いたとき。
- (3)偽り又は不正な手段により承認を受けたとき。
- (4)移動支援事業を廃止するとき。
- (5)前各号に掲げるもののほか、区長が利用することが適当でないとき。

2 区長は、前項の規定により承認を取り消したときは、移動支援事業承認取消通知書により当該利用者に通知する。

3 第 1 項の規定により利用の承認を取り消された者は、利用者証を返還しなければならない。

(実施方法)

第 12 条 区長は、移動支援事業を障害者総合支援法第 36 条第 1 項の規定により都道府県知事の居宅介護、重度訪問介護若しくは行動援護の事業者指定を受けている事業者に委託することにより実施する。

(利用の開始方法及び終了方法)

第 13 条 利用者は、移動支援事業を利用しようとするとき及び利用を終了するとき、自ら前条の規定により発注を受けた事業者(以下「受注事業者」という。)の中から移動支援事業を利用する受注事業者を選択し、当該受注事業者に利用者証を提示しなければならない。

(利用料)

第 14 条 移動支援事業の利用料は、無料とする。

(費用負担)

第 15 条 利用者が移動支援事業を利用する際に発生する交通費、施設利用料等の実費は、受注事業者が派遣する移動支援事業を提供する者(以下「移動支援事業提供者」という。)の分も含め、すべて利用者の負担とする。

(移動支援事業提供者の資格要件)

第 16 条 移動支援事業提供者の資格要件は、別表4のとおりとする。

(移動支援事業の提供の中止)

第 17 条 受注事業者は、次の各号のいずれかに該当するとき、移動支援事業の提供を中止することができる。

- (1)利用者が病気等により外出の目的を達成することが困難であると認めるとき。

- (2)利用者が第三者若しくは移動支援事業提供者に危害を加え、又は第三者の財産をき損するおそれがあると認めるとき。
- (3)台風、降雪等の天候の事情により外出することが困難であると認めるとき。
- (4)目的地又は移動に利用する道路若しくは交通機関に多くの人が集まるため移動が困難であると認めるとき。

(委託料)

第 18 条 受注事業者の委託料は、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 523 号)に規定する居宅介護サービス費(通院等介助が中心である場合)の単位に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額とする。ただし、移動支援事業提供者の要件による減算は行わない。

2 前項の規定により算出した金額に1円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てるものとする。

(計画的実施)

第 19 条 受注事業者は、利用者の希望を踏まえて、計画的に移動支援事業を実施しなければならない。

(移動支援事業提供開始届及び終了届)

第 20 条 受注事業者は、利用者への移動支援事業の提供を開始するときは、あらかじめ区長に移動支援事業提供開始届を提出しなければならない。

2 受注事業者は、利用者への移動支援事業の提供を終了したときは、速やかに区長に移動支援事業提供終了届を提出しなければならない。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めのない事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日に施行し、同年 10 月1日から適用する。

付 則(平成 22 年 3 月 4 日 21 葛福障第 859 号 部長決裁)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 24 年 3 月 7 日 23 葛福障第 868 号 部長決裁)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 25 年 2 月 12 日 24 葛福障第 899 号 課長決裁)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 27 年 2 月 13 日 26 葛福障第 845 号 課長決裁)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 28 年 2 月 4 日 27 葛福障第 780 号 課長決裁)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 4 年 3 月 23 日 3葛福障第 920 号 副区長決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の第3条第1項第1号に規定する移動支援事業を利用できる者は、改正後の第3条第1項第1号に規定する移動支援事業を利用できる者とみなす。

別表1 (第3条関係)

ア 障害者支援施設
イ のぞみの園
ウ 児童福祉施設
エ 病院
オ 救護施設
カ 更生施設
キ 介護老人福祉施設
ク 介護老人保健施設
ケ 介護療養型医療施設
コ 認知症対応型共同生活介護事業所(介護報酬の算定ができない場合のみ対象)

別表2 (第3条関係)

(1) 東京都視覚障害者生活支援センター自立訓練(機能訓練)への通所
(2) 日本点字図書館自立支援室(生活訓練)への通所

別表3(第4条関係)

障害種別	上限時間数
全身性障害者(12歳以上 申請時の年齢が満 65 歳未満の者)	35 時間
全身性障害者(12歳未満)	12 時間
全身性障害者に準ずるもの(申請時の年齢が満 65 歳未満の者)	12 時間
知的障害者(12歳以上 申請時の年齢が満 65 歳未満の者)	23時間
知的障害者(12歳未満)	12時間
新規申請時満 65 歳以上の者	10時間

(注意1) 付き添い及び移動介助をそれぞれ利用する場合の1箇月当たりの上限時間数は、付き添い及び移動介助の時間数の合計時間数とする。

(注意2) 12歳未満の利用者が、12歳に到達した場合は、誕生日の属する月の翌月から12歳以上の上限時間数を適用する。

(注意3) 移動介助を複数の移動支援事業提供者で行った場合は、利用した時間数に当該人数を乗じて得た時間数とする。

別表4(第16条関係)

対象者の障害種別	資格要件
全身性障害者	全身性障害者移動支援従事者養成研修を修了した者
	全身性障害者移動介護従事者養成研修又は日常生活支援従事者養成研修を修了した者
	平成15年3月31日において現に従事した経験を有する者であつて、都道府県知事が必要な知識及び技術を認める旨の証明書の交付を受けた者
	重度訪問介護従事者養成研修を修了した者
	介護福祉士・居宅介護職員初任者研修を修了した者(旧居宅介護従業者養成研修1・2級含む)・介護職員初任者研修を修了した者(旧訪問介護員養成研修1・2級含む)
知的障害者	知的障害者移動支援従事者養成研修を修了した者
	知的障害者移動介護従事者養成研修又は日常生活支援従事者養成研修を修了した者
	平成15年3月31日において現に従事した経験を有する者であつて、都道府県知事が必要な知識及び技術を認める旨の証明書の交付を受けた者
	介護福祉士・居宅介護職員初任者研修を修了した者(旧居宅介護従業者養成研修1・2級含む)・介護職員初任者研修を修了した者(旧訪問介護員養成研修1・2級含む)
	行動援護従事者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修を修了した者

視覚障害者	同行援護従事者養成研修一般過程又はこれに相当する研修を修了した者
	視覚障害者移動介護従事者養成研修を修了した者
	平成15年3月31日において現に従事した経験を有する者であって、都道府県知事が必要な知識及び技術を認める旨の証明書の交付を受けた者
	介護福祉士・居宅介護職員初任者研修を修了した者(旧居宅介護従事者研修1・2級含む)・介護職員初任者研修を修了した者(旧訪問介護員養成研修1・2級含む)